■要旨

将来にわたり水道事業を持続可能なものにするためには、老朽化した水道施設の更新や、災害に備えた耐震化が必要不可欠 となります。また、それらを着実に進めるため、事業収入の大部分を占める水道料金収入の安定的な確保が必須となります。 一方で本市は、今後、人口減少に伴う料金収入の減少や施設の更新・耐震化に伴う整備費用の増大が見込まれており、現 状のままでは、水道事業運営において収入と支出の均衡を図っていくことが非常に困難となる見通しです。

このような背景の下、事業収入を安定的に確保し将来の収支ギャップ解消を図るため、現在の社会情勢等に合わせた適正 な水道料金のあり方についての検討を行い、「水道料金適正化計画」としてとりまとめることとしました。

■喜多方市水道事業の現状



人口減少に伴い、10年後の令和14年度には10,349m3/日 (令和3年度実績値の8%減)、50年後の令和54年度には 7.326m³/日(令和3年度実績値の約35%減)となる見込みです。 ⇒現状のままでは、給水収益も同様に減少する見込みです。

《更新需要》 更新需要の見通し (億円) □更新需要 熱塩浄水場の 更新・耐震補強 10 R5 R30

令和3年度に策定した「水道施設整備基本計画」「老朽 管更新計画」に沿って、安定給水の確保・耐震性の向上に 向け必要な整備を行う予定としています。

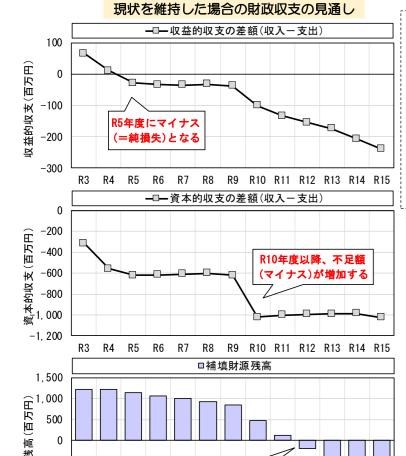
⇒現状に比べ増加する見込みです(特に令和 10 年度~)。

《財政収支》

-500

-1,000

-1500



R12年度にマイ

ナスとなる

R3 R4 R5 R6 R7 R8 R9 R10 R11 R12 R13 R14 R15

【財政収支見通しの概要】

- 収益的収支:物価上昇や更新需要増に伴う減価償却費の増加 等により支出が増える一方で、水需要の減少に伴い給水収益 が減少 ⇒ 将来支出が収入を上回る
- 資本的収支: 将来の更新需要増に伴い支出が増加する一方で、 現状と同様企業債の起債を見込まない条件としているため、 概ね横ばい ⇒ 資本的収支不足額がさらに増えていく
- 補填財源残高:減少を続け令和12年度にはマイナスとなる
- 経常収支比率・料金回収率: 令和5年度以降、100%を下回 る値かつ低下傾向で推移する
- ※令和4年度予算及び令和3年度決算までの値を用いて推計(詳細 は「喜多方市水道事業経営戦略(R5.●改定)」参照)

水需要や更新需要の見通しに加え、将来的な物価上昇 を見込んだ上で、水道事業における財政シミュレーショ ンを実施しました。

⇒現状を維持していくだけでは将来的に水道事業を運営 していくことができないことが明らかとなりました。



■喜多方市の料金体系と課題

《現行の料金体系》

喜多方市の水道料金

〇円

用途	メーター 口径	基本 水量	基本料金	従量料金 (1㎡につき)
一般用	13mm	6m ²	1,600円	
	20mm	OIII	1,600円	
	25mm		1,700円	10㎡まで 70円
	30mm		2,500円	11㎡~30㎡ 200円 1
	40mm	無	4,000円	31㎡以上 240円
	50mm	////	7,000円	3111以上 240日
	75mm		16,000円	
	100mm以上		29,000円	
公衆浴場用	_	200m ³	£000£8	201㎡以上 140円

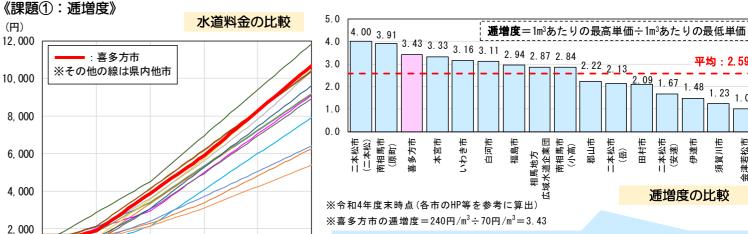
無

※税抜

- 二部料金制 • 口径別料金体系
- 基本水量あり • 逓增型従量料金

メーター 口径	基本 水量	基本料金	作量料並 (1mにつき)		【個別需給給水制度】 ・概要: 大口水道使用者の、
13mm	6m³	1,600円			.
20mm	OIII	1,600円			使用した水道水の単価を
25mm	無	1,700円	10㎡まで 70円 11㎡~30㎡ 200円 31㎡以上 240円	+	使用者の水道離れ抑制を
30mm		2,500円			• <u>適用要件</u> :12 ヵ月間の
40mm		4,000円			1,000m ³ 以上あること
50mm	, in	7,000円	011118X 24013		•基準水量:制度適用前 12
75mm		16,000円			量。基準水量を超過した。
100mm以上		29,000円			里。 卒年小里を旭旭した。

-)、基準水量を超えて を低減する制度。大口 そ目的としている。
- の平均使用水量が、
- 2ヵ月の平均使用水 分の使用水量に、最 も低い従量料金(70 円/m³)が適用される。 基準水量は3ヵ年度毎に見直し。



400円

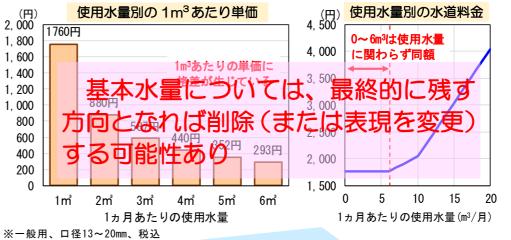
本市は県内の他市(町村を除く)と比べ従量料金の逓増度が高く、 大口使用者への負担が大きいといった課題があります。

⇒県内他市に比べ、大口使用者と小口使用者との間で公平性に劣って いることから、今後逓増度を緩和することが望まれます。

《課題②:基本水量》

※一般用(家庭用·家事用)、口径13mm、税抜

※令和4年度末時点(各市のHP等を参考に算出)



40

50

(m³/月)

■基本水量とは

- 公衆衛生を向上し、生活上必要な水 使用を促すことを目的として「基本 料金」に付与される水量。
- 基本水量内であれば定額料金(=基 本料金)となる。
- 普及率が高くなり本来の目的を概ね 達成している現在においては、制度 継続の必要性は低く、漸進的に解消 することが望ましいとされている。
- 少量利用者の節水努力が報われない といった側面を有している。

1 ヵ月の使用水量が基本水量内である場合、使用水量に応じて単価に大きな差が生じてしまい、公平性に欠けるこ ととなります。また、一定数存在している少量利用者の節水意識を阻害している可能性があります。

⇒現行からの水道料金の変化に配慮しつつ、解消に向けた検討を行うことが望まれます。

~水道料金適正化に向けた検討の方向性~

財政収支見通しの検討より、料金改定が必要となることが明らかとなっていることから、現行の料金体系が抱える課題を 踏まえ、以下の方針で水道料金の適正化に向けた検討を行うこととしました。

- 日本水道協会発行の「水道料金算定要領」「水道料金改定業務の手引き」に基づき、「総括原価方式」で検討を行う。
- 二部料金制、口径別料金体系は維持しつつ、基本水量の解消や逓増度の緩和を考慮した検討を行う。

■料金適正化に向けた検討

《検討手順》

水道料金の適正化に向けた検討は、「水道料金算定 要領 平成 27 年 2 月 日本水道協会」(以下、算定 要領と言う)や「水道料金改定業務の手引き 平成29 年3月 日本水道協会」(以下、手引きと言う)に基 づき、右図に示す手順で行いました。

将来の財政収支を推計し、料金算定期間 財政計画の策定 を決定(「喜多方市水道事業経営戦略 (R5. ●改定)」の容を踏襲) 料金水準の算定 関連収入の控除や資産維持費の算入等を (総括原価の算定) 考慮した上で、総括原価を算定 料金体系の設定 目指す料金体系を設定した上で総括原価 を分解し、基本料金・従量料金へ配分 (個別原価の算定)

【料金改定率設定における考え方】

・料金改定は5年間隔で行うこととする。

が 100%以上となることを条件とする。

R7~R11合計(千円)

料金体系の設定を踏まえ、健全経営が可

能となる新たな料金表を作成

《財政計画の策定》

検討手順 1

財政計画は、別途公表している「喜多方市水道事業経営戦略」で検討された内容(料金改定時期・目標とする料金改定率 が反映された計画となっている)を活用する方針としました。その上で、この財政計画により設定した料金改定率を目安に、

料金表の確定

適切な料金水準(料金表)を検討することとしました。

【料金改定時期】 令和7年度

【料金算定期間】 令和7年度~令和11年度(5年間)

【料金改定率】 21.6% (令和3年度からの改定率)

補填財源残高(料金改定を行った場合)





・ 水道事業の健全な経営を持続するため、一定の補填

財源残高が確保可能かつ経常収支比率と料金回収率

《料金水準の算定(総括原価の算定)・料金体系の設定(個別原価の算定)》

策定した財政計画を基に、水道事業経営に必要な費用の合算を「総括原価」として算定し、総括原価と料金収入の総額が一 致するように料金水準を設定しました。また、算出した総括原価を需要家費等に分解し、基本料金と従量料金に配分しました。

項目

営業費用(1)

資本費用(2)

控除項目(3)

総括原価方式の考え方 営業 総括 資本 = 費用 原価 費用 人件費、修繕費、 支払利息、 水道料金で回収す 減価償却費等 資産維持費※ べき費用の総額

総括原価の算定結果

算定された総括原 価(約54億円)が、 料金算定期間中に料 5,672,065 金収入として必要な 700,701 金額となります。 1,005,477

※控除項目:給水収益 以外の収益

資産維持費:物価上昇による減価償却の不足や施設の高度化による工事費の増大等に対応するために総括原価へ算入するもの。資産維持費が 適切に原価算入されていないと、将来の施設更新等に必要な財源が内部に留保されず、安定的な財政運営に支障をきたすこととなる。



総括原価の分解・配分イメージ

総括原価の分解・配分結果

費用	総額	
需要家費	251,166	
固定費	4,918,113	
変動費	198,010	7
計	5,367,289	

(干円)
)
従量料金
_
3,047,524
198,010
3,245,534
(60%)

《料金表の確定(新たな料金表の検討)》

総括原価の分解・配分結果を基に、新たな料金表の検討を行いました。なお、算定要領や手引き通りに設定した料金表では、 現行から大幅な変更となり市民へ与える影響が大きいと判断されたため、新たな料金表の検討は以下の考えに従い行いました。

【料金表検討における考え方】

- り水量も少なく料金改定による収益への影響が小さいことから、現行と同様(変更無)とする。
- 料金算定要領に準じた原価配分(基本料金:40%、従量料金:60%)を維持しつつ、現状からの改定率が利用者間で極端に 乖離することがないよう、実情に考慮した料金を設定する。
- 水量区画(10m³まで、11~30m³、31m³以上)は変更しない方針とする。
- 水道の普及により基本水量の「公衆衛生の向上と生活上必要な水使用を促す」という目的は概ね達成していると考えられるこ と、節水意識を阻害している可能性があることから、基本水量は解消する方針とする。
- 現行で同一料金である口径 13mm 及び 20mm は、新たな料金表についても同一とする (13mm と 20mm を区分しない)。
- 大口利用者の負担軽減を図るため、逓増度が現行から緩和される料金体系を検討する。
- 個別需給給水制度は、激変緩和措置として、廃止せずに引き続き制度維持する方針とする(従量料金単価は改定に準じて変更)

用途	メーター 口径	基本 水量	基本料金	従量料金 (1㎡につき)		
一般用	13mm		2,020円	10㎡まで 80円		
	20mm		2,020円	11㎡~30㎡ 190円		
	25mm		2,140円			
	30mm	無	3,150円	10㎡まで 100円		
	40mm		5,040円	11㎡~30㎡ 240円		
	50mm		8,820円	31㎡以上 290円		
	75mm以上		20,160円			
※税抜、公衆浴場用と臨時用は現行と同じ						

新たな料金表(案)

複数ケースの検討を行った上で、最も市民へ の影響が少なくかつ利用者間の公平性に優れた 料金表を設定しました。

逓増度

□径	逓 ^j		۷.	
□1±	現行料金	新料金	(案)	
13~20mm	343	2	2.88	
0E	3.43		. 00	

現行料金より も逓増度が緩和 されることとな ります。

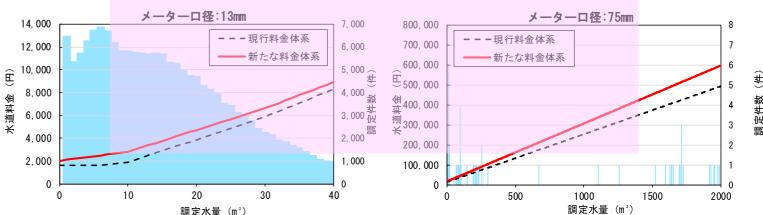
現行料金との比較(一般用)

□径	基本水量	基本料金	従量料金(1m ³ 当たり)(円)				平均	平均調定水量	における料金	改定率
山土	(m ³)	(円)	6m ³ 以下	7∼10m³	11~30m ³	31m ³ 以上	調定水量	現行料金	新料金(案)	以足平
13mm	_	2,020 (+420)	80 (+80)	80 (+10)	190 (-10)	230 (-10)	17m³	3,280円	4,150円	26.5%
20mm	_	2,020 (+420)	80 (+80)	80 (+10)	190 (-10)	230 (-10)	1 7111	3,20013	4,10013	20.5/0
25mm	_	2,140 (+440)	100 (+30)	100 (+30)	240 (+40)	290 (+50)	53m³	11,920円	14,610円	22.6%
30mm	_	3,150 (+650)	100 (+30)	100 (+30)	240 (+4Q)	<u>290 (+</u> 50)	79m³	18,960円	23,160円	22.2%
40mm	_	5,040 (+1,040)	100後近	100 長能	(+4)	查次 0	177m³	43,980円	53,470円	21.6%
50mm	_	8,820 (+1,820)	100 (+30)	100 (+30)	240 (+40)	290 (+50)	253m³	65,220円	79,290円	21.6%
75mm	_	20,160 (+4,160)	100 (+30)	100 (+30)	240 (+40)	290 (+50)	1,364m³	340,860円	412,820円	21.1%
										· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

赤字:現行から増額、青字:現行から減額、平均調定水量:各口径における1件1ヵ月当たりの調定水量の平均値

使用水量別の料金(例:13mm、75mm)

各口径の平均的な使用水量における改定率(アップ率)が概ね同程度となります。



■料金改定に向けたスケジュール

新たな料金表の適用までのスケジュールは以下を予定しています。

令和5年: 市長説明(9月)、市議会全員協議会説明及び市・水道課各 HP 令和6年:給水条例改正案の市議会上程(9月)、水道料金改定の事前周知及び水道料金システムの変更対応(10月)

令和7年:水道料金改定の事前周知(4月,10月)、改正給水条例施行(新水道料金表の適用)(10月)